

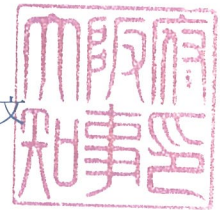
環 保 第 2 1 1 6 号

令和元年 12 月 23 日

大阪府環境審議会

会長 石井 実 様

大阪府知事 吉村 洋文



今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例の
あり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

大阪府は、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、平成6年に「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を制定し、各種法令等による規制等に加え、公害の防止に関する必要な規制等を独自に定めることにより、生活環境の保全等に関する施策を推進してきたところです。

府においては、これまで関係法令の改正に対応するため、その都度、条例の見直しを行ってきました。条例制定から25年が経った現在において、条例等による取組みの結果、大気中の窒素酸化物や浮遊粒子状物質、河川における生物化学的酸素要求量などの環境基準は概ね達成している状況となるなど、府域における環境の状況は大幅に改善しています。

一方で、大気中の光化学オキシダントや微小粒子状物質、海域における化学的酸素要求量については引き続き改善が必要であり、また騒音苦情については依然として多く発生しているなど、今後も対策を必要とする課題が残されています。

また、この間の社会経済活動や環境の状況の変化等により、現条例における規制内容が、環境負荷の程度に応じた適切なものになっているかの検証が必要な状況となっています。

このため、大阪府では条例の施行状況や府域の環境の状況等を検証し、条例による規制内容の見直しの必要性について検討を行うこととしています。

つきましては、これらの状況を踏まえ、環境基準未達成の汚染物質への対応や既存制度の見直しなど、今後の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。